

農業競争力 強化支援法 活用ガイド

支援の対象

肥料・農薬・配合飼料の
製造事業

2020.4~
NEW!

肥料・農薬・配合飼料・
農業機械の卸売事業

2020.4~
NEW!

肥料・農薬・配合飼料・
農業機械の小売事業

農業資材 分野

農業競争力強化支援法とはどのような法律ですか？

平成29年5月に成立した農業競争力強化支援法は、農業者が自らの努力のみでは対応できない「**良質かつ低廉な農業資材の供給**」と「**農産物流通・加工の合理化**」を図るため、農業資材・農産物流通等の事業者の事業再編等を促進するための措置を講ずることなどにより、農業の競争力強化を図るものです。

この法律は農業資材事業者とどのような関係があるのですか？

農業の持続的な発展を図るためには、農業者は生産コストと流通コストの削減に取り組み、農業所得の向上を実現していかなければなりません。

この法律の目的の一つは、**農業生産関連事業の再編による、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現**です。国はその施策の一環として、**農業資材事業の再編を支援**します。

事業再編のメリットは？

農業資材事業者

事業再編による生産・流通コストの削減を通じて、経営基盤が強化されます。

また、人口減少、高齢化といった社会的な要因や事業継承の観点からも、事業再編は有効な手段の一つです。



良質かつ低廉な
農業資材の供給



農業者

生産コスト削減による農業所得の向上が期待されます。



最低でも**再編を予定する2ヶ月前**には事前にご相談願います。
※認定前に再編を実施した場合、支援措置は受けられません。

Step1. 相談



幅広いご相談に対応いたします！

□ お問い合わせ先：

総合窓口	農林水産省 農産局 技術普及課 生産資材対策室	03-6744-2182
肥料 / 農薬	同室 資材効率利用班/新技術利用班	03-6744-2435
農業機械	同室 機械安全対策班	03-6744-2111
配合飼料	畜産局 飼料課 流通飼料対策室 需給対策第1班	03-3591-6745
各支援機関	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	03-5470-1575
	株式会社 日本政策金融公庫	0120-154-505

□ 支援を受けるには、①と②の両方について記載した再編計画の作成が必要です：

① 再編内容

■ 再編に該当する行為

- ①合併 ②分割 ③農業資材の生産または販売事業の譲渡・譲り受け
 - ④株式の交換・移転 ⑤資産の譲渡・譲り受け ⑥出資の受入れ
 - ⑦他の会社※¹の株式または持分の取得（関係事業者となる場合に限り。）
 - ⑧関係事業者※¹の株式又は持分の譲渡（関係事業者でなくなる場合に限り。）
 - ⑨会社※¹の設立または清算 ⑩有限責任事業組合※²に対する出資
 - ⑪保有する施設の相当程度の撤去または設備の相当程度の廃棄
- ※¹ 外国法人も含みます。
※² 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合を指します。

■ 新たな生産・販売方式や設備の導入

- ・農業資材に係る新たな生産または販売方式の導入
- ・設備等の利用による農業資材の生産または販売の効率化

また、再編計画には以下の目標を定めていただく必要があります。

② 目標設定

1 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標

農業資材の販売コストの低減または農業経営の安定・発展につながる取組であり、**生産者へ及ぼす効果**について定量的な目標設定が必要です。



- 例えば、次のようなものを指します：
- ①既存商品の価格の引き下げ
 - ②既存品より機能性や利便性を高めた新商品の開発、生産または販売

2 生産性の向上に関する目標

事業再編計画終了年度において、次のいずれかが、事業再編計画の開始直前の事業年度における値を上回ることが必要です。

- ①営業利益額※³を総資産額で除した値
- ②有形固定資産回転率
- ③施設または設備の稼働率
- ④従業員1人あたり付加価値額の値
- ⑤上記のいずれかに相当する他の指標の値

※³ 減価償却費及び研究開発費を控除する前のものを指します。

3 財務内容の健全性の向上に関する目標

事業再編計画の終了年度において、原則、次の両方を満たすことが必要です。

- ①
$$\frac{\text{有利子負債合計額} - (\text{現金預金} + \text{信用度の高い有価証券等の評価額} + \text{運転資金額})}{\text{留保利益額} + \text{減価償却費} + \text{前事業年度からの引当金増減額}} \leq 10$$
- ② 経常収入額 > 経常支出額

その他、以下のことにもご注意ください。

- ・計画が技術的、資金的に実施可能であること（計画期間は5年以内、また、必要な資金額や調達方法も記載。）
- ・雇用の安定等に十分配慮すること ・独占禁止法に抵触しないこと など

認定要件

- ・国の策定した実施指針に照らし適切であること
- ・計画に記載した取組が、**農業者のコスト低減や農業所得の向上に効果がある**と見込まれること等

認定された計画のうち、申請書本文の一部をホームページで公表します。

なお、企業秘密にあたる部分は公表資料から除くことができます。

並行して、公庫等の支援機関や公正取引委員会へ事前相談

（2〜3ヶ月程度目安）

Step2. 事業再編計画作成

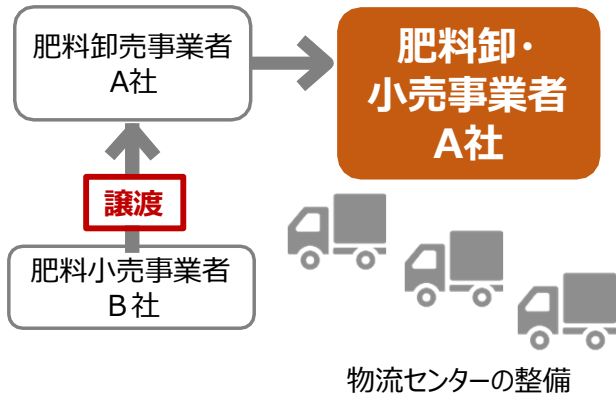
Step3. 申請～認定 原則 1ヶ月程度

支援機関審査など

事業再編の実施

事業再編事例

事例1：肥料卸売事業者が系列の肥料小売事業者の事業を譲り受け、物流を効率化！



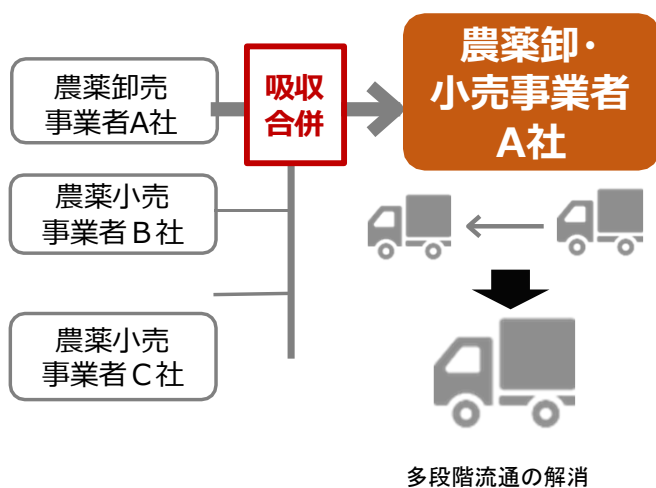
肥料卸売事業者A社が、系列の小売事業者B社の後継者不在による廃業に伴い、B社の事業を譲り受け。その際、B社倉庫と既存のA社配送拠点とを再編し、効率的な物流拠点を整備することにより、**流通の効率化を実現**。

→ 農業者への良質で低廉な肥料の供給が可能に。

【支援活用例】

- 配送拠点の再整備、配送設備の機能強化に**割増償却**が適用できます。

事例2：農薬卸売事業者が農薬小売事業者を吸収合併！



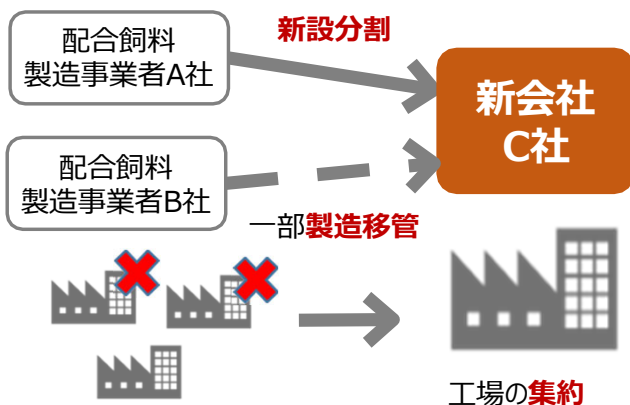
農薬卸売事業者A社が、近隣にある後継者のいない農薬小売事業者B社、C社を吸収合併。卸から生産者へ配送するサービスを始めたことで、**農薬の物流コストの低減を実現**。

→ 農業者への良質で低廉な農薬の供給が可能に。

【支援活用例】

- 会社合併時の**登録免許税の軽減**を受けられます。
(不動産所有権の移転があれば、その際の登録免許税も軽減)
- B社、C社を吸収合併する際の**債務移転の手続きを簡素化**できます。

事例3：配合飼料製造事業者同士で新会社を設立し、製造コスト低減を実現！



配合飼料製造事業者A社から新設分割するとともに、近隣にある配合飼料製造事業者B社の牛用飼料の製造を移管することで、新会社C社を設立。

工場集約により、製造コストの低減を実現。

→ 農業者への良質で低廉な飼料の供給が可能に。

【支援活用例】

- 新しく設立したC社について、**登録免許税の軽減**を受けられます。

どんな支援が受けられますか？

■ 支援法では、以下のような支援メニューを用意しています。

再編にあたっての お悩み例	支援措置	支援の条件※・概要	中小 企業	大企 業
○少しでも登記にかかるコストを減らしたい。	【税制特例】 登録免許税の軽減	認定計画に従って合併や会社分割等を行う際の登録免許税が軽減可能。	○	○
○設備導入したいけれど、その後の資金繰りに影響しそうで踏み切れない。	【税制特例】 設備投資にかかる 減価償却の特例^注	5年間、普通償却限度額の35%（建物・建物付属設備・構築物は同40%）の割増償却によって法人税等の軽減が可能。	○	○
○民間金融機関から資金を借りたいが、信用保証協会の保証を受けることが難しい。	【中小企業基盤整備機構】 債務保証	民間金融機関からの借入れに対して債務保証を実施。 保証割合：借入れの50%（25億円まで） 保証期間：5年または10年	○	○
○海外現地法人与共に事業再編するために、海外の金融機関から資金調達したい。	【日本政策金融公庫】 信用状の発行 (スタンドバイ・クレジット)	○中小企業者とその海外現地法人が海外において事業再編を共同して実施する場合、現地での資金調達を支援。 ○海外金融機関に対し、公庫が信用状を発行（債務保証）。 保証限度額：4億5千万円/法人	○	-
○原料タンクの増設や、高機能な製造機の取得などに利用できる長期の資金があればいいのに。 ○他の事業者との資本提携のための資金調達をしたい。	【日本政策金融公庫】 長期・低利融資 (飼料製造事業のみ)	事業再編計画に対し、長期かつ低利の資金を貸付け。 貸付限度額：負担額の8割 償還期限：20年以内 据置期間：3年以内	○	-
○統合する相手会社の債権者に債務移転の同意を得なければならないが、時間が掛かるし、個別にやるのはハードルが高い。	【その他手続き】 事業譲渡における 債権者に対する催告の 手続きの簡素化	認定計画に従い債務移転する場合、債権者に対する催告の通知を一括化でき、催告への返答が1ヵ月以上なければ、債権者の同意があったものとみなすことが可能。	○	○

注：1社単独で取り組む事業再編に係る機械・装置、建物、建物附属設備及び構築物は特例の対象外

※支援措置に関する条件の詳細等についてはホームページに掲載しております。

更に詳しく知りたい方は

■ ホームページには、これまでの認定事例、関係法令、申請様式、Q & Aなどの関連情報を掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/sienhou/index.html



農業競争力強化支援法

検索

支援法の認定を受けると、上記の税制特例の他にも、租税法関係の支援対象となる場合があります。

詳しくは、2ページの連絡先の担当にお尋ねください。



● このガイドブックに関するお問い合わせ先：農林水産省 農産局 技術普及課

所在地東京都千代田区霞が関1-2-1 tel. 03-6744-2182 fax 03-3597-0142